

（平成21年9月15日第2回「化学物質のリスク評価に係る企画検討会」資料 最終改正平成27年4月23日）

リスク評価対象物質・案件の選定の考え方（案）

1. 今後のリスク評価の対象物質・案件（なお、対象物質名を指定できないもの、指定することが適当でない場合（例、非意図的に発生する化学物質等）にあっては案件として整理する。以下同じ。）については、次の（１）から（３）のいずれかに該当するものの中から選定するものとする。

- （１） ヒトに対する重篤な有害性を有する又は、有するおそれのある化学物質・案件として以下に該当するもの（過去にリスク評価を実施した化学物質・案件のうち、評価結果の見直しが必要なものも含む。）

ア 有害性にかかる次の（ア）から（エ）の情報において、以下の①から⑤に掲げる重篤な有害性があるか、又はあることが示唆される化学物質・案件

（ア）国際機関又は政府の有害性にかかる分類・情報

（イ）国内外の産業衛生にかかる学会等における有害性にかかる分類・情報

（ウ）国内外の主要な学術誌に掲載された論文

（エ）国が実施した吸入ばく露試験等の発がん性試験、国に届け出られた有害性調査の結果

① 発がん性

② 生殖毒性

③ 神経毒性

④ ヒトの生体で蓄積性（生物学的半減期が長い）があり、蓄積することにより疾病（例、慢性肺障害等）を発生する毒性

⑤ その他ヒトに対して非可逆性の障害を発生させる毒性

なお、有害性の程度が低く（ばく露限界値等の数値が大きいもの等）、かつ、当該物質の物理的性状からみてばく露程度が低いと判断されるもの（ガス、粉じん、ミスト以外の性状のもの）については、リスク評価の対象から除外して差し支えないものとする（経皮吸収による有害性が指摘されている物質を除く。）。

イ 労働に伴う疾病に関する次の（ア）、（イ）の情報において、化学物質による疾病が増加し、又は、増加するおそれが示唆される化学物質・案件

（ア）労働災害の発生等にかかる情報

（イ）大学、医療機関、試験研究機関等に所属する有識者からの疾病の発生にかかる情報

- (2) 国内における健康障害防止措置等に関する次のア、イの情報において、当該措置について問題が生じている又は生じるおそれが見られる化学物質・案件

ア 労働安全衛生にかかる行政機関からの情報

イ 労働安全衛生団体等からの情報

- (3) 国内において、有害性にかかる懸念・不安が広がっているものとして、次のア、イに該当する化学物質・案件

ア パブリックコメントその他でリスク評価の要望が多かったもの

イ マスコミ等において取り上げられる頻度が顕著に増加したもの

なお、当該条件に該当するものについては、有害性評価を先行して実施し、労働者等に対して正確な情報提供を行うこととする。但し、(1)に該当するものは、この限りではない。

2. なお、以下の(1)、(2)に該当する場合にはあっても、対象物質・案件から除外するものとする。但し、対策の見直しが必要なものについてはこの限りではない。

- (1) 国内における製造又は取扱いがない場合や僅かである場合（製造し、又は取扱う事業場数の把握が困難な場合にあっては、製造・輸入量を指標として判断することができるものとする。）

- (2) 既に法令等により適切な対策が講じられている場合

3. リスク評価の効率的・効果的な推進のため、リスク評価対象物質・案件数を絞り込む場合にあっては、ヒトに対する有害性の確度の高いもの、有害性の程度、物理的性状等からみたリスクの高いもの及び対象物質を取扱う事業場、労働者数からみた影響度の大きいものの中から、専門家の意見を踏まえ、選定するものとする。

4. なお、労働安全衛生法においてSDSの交付（法第57条の2又は労働安全衛生規則第24条の15）、又は表示（法第57条）の対象物質となっていないため、事業者が取り扱った製品に対象物質が含まれているか否かを確認できない場合等ばく露調査を実施する上で、支障が生じるものについては、SDSの交付の対象又は、表示の対象となった段階で、リスク評価の対象とすることとする。

但し、上記1の(3)に該当する場合（有害性にかかる懸念・不安が広がり、正確な情報を提供することが必要な場合）にあっては、有害性評価を先行して実施し、情報の提供を行うものとする。